

## 気象状況による授業の取扱いについて

(2018年1月17日 教授会・研究科委員会了承)

会津大学における、気象警報等に伴う授業の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 会津若松市内に気象庁から「特別警報」、「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合
  - (1) 午前6時30分までに警報が解除されない場合は、午前中の授業を休講とする。
  - (2) 午前11時までに警報が解除されない場合は、午後の授業を休講とする。
  - (3) 授業の開始後、警報が発令された場合は、学生部長の判断により決定する。
2. 上記により難しい場合は、状況に応じて学生部長の判断により対応を決定する。
3. 休講が決定した場合は、大学ホームページ及び学務システムのフォーラムにより周知する。
4. 警報や交通機関の運行状況は各自テレビ・ラジオ・インターネット等で確認するものとする。
5. 休講措置を講じた場合は、原則として予備日に補講を実施するものとする。ただし、授業担当教員の判断により、別の日に補講を実施する、もしくは課題を課す等の措置を講じることができる。
6. その他自然災害やストライキ等により、公共交通機関が運休となった場合は、会津大学学生の欠席に関するガイドライン（2010年4月15日教務委員会決定）の規定により、欠席扱いとしないものとする。学生は所要の手続きを行うこととする。  
[http://web-int.u-aizu.ac.jp/official/faculty/sad/USord/USord03-02\\_j.pdf](http://web-int.u-aizu.ac.jp/official/faculty/sad/USord/USord03-02_j.pdf)

(注) 1以外の警報（大雨警報、洪水警報、大雪警報）が発令されても休講とはならない。